

仙北市勤労者対策事業補助金交付要綱

(目的等)

第1条 市内企業に働く従業員の資質の向上や、若年労働者の地元就労の促進、市内企業の活性化を図るため、中小業者等が行う従業員技術修得及び資格取得研修事業に対し、その経費の一部を補助することにより、市内企業の振興に寄与することを目的とした仙北市勤労者対策事業補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、仙北市財務規則（平成17年9月20日仙北市規則第38号）及び仙北市補助金等交付規則（平成17年9月20日仙北市規則第39号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、「中小企業等」とは、現に市内において商業又は工業、若しくはサービス業、建設業を営んでいる者で、かつ仙北市商工会員である者をいう。

(対象)

第3条 この要綱における補助金交付の対象となる者は、次の各号に掲げる要件を満たす中小企業者等とする。

(1) 従業員を5人以上常時雇用していること。

(2) 納期の到来した市税を完納していること。

2 補助金交付の対象事業は、従業員技術修得及び資格取得研修事業で、市長が適当と認めた事業とする。

(補助金の交付等)

第4条 市長は、前条に該当する中小企業者等に対して補助金を交付する。

2 この補助金の交付対象経費（以下「補助対象経費」という。）は、前条に規定する補助対象事業に要する経費のうち、次の各号に掲げるものとする。

(1) 教材費・講師料等主催者からの研修費負担額

(2) 研修のための旅費（交通費、宿泊費）

(3) その他市長が特に必要があると認めた経費

(補助金の額等)

第5条 補助金の額は、次の各号に定める額で、予算に定めた額の範囲内とする。ただし、補助金の額に千円未満の端数が生じた場合は、切り捨てるものとする。

- (1) 補助対象経費の3分の1以内とし、1人当たり1万円を限度とする。
 - (2) 一中小企業者当たり年度内10人以内とし、10万円以内とする。
- 2 他の団体で実施している他の補助制度等と併用する場合は、補助対象経費から当該補助額を減じた額を補助対象経費とし、同条第1項の規定に基づき補助金を交付するものとする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする中小企業者等（以下「申請者」という。）は仙北市勤労者対策事業補助金交付申請書（様式第1号。以下「補助金交付申請書」という。）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業概要書（様式第2号）
 - (2) 収支内訳書（様式第3号）
 - (3) 受講者名簿（様式第4号）
 - (4) 対象経費の領収書（写し）
 - (5) 事業を実施したことがわかる書類（修了証書等）
 - (6) 納税証明書
 - (7) その他市長が必要と認める書類
- 2 補助金の申請は、講習会等終了の年度内に行わなければならない。

(補助金の交付決定)

第7条 市長は、前条第1項の規定により補助金交付申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適正と認められたときは交付の決定をし、仙北市勤労者対策事業補助金交付決定通知書（様式第5号。以下「補助金交付決定通知書」という。）により申請者に通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第8条 申請者は、前条の規定に基づく補助金交付決定通知書を受けた場合は、速やかに請求書（様式第5号）を市長に提出するものとする。

- 2 市長は、申請者から前項の請求があったときは、速やかに補助金を支払うものとする。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年9月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年12月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年7月16日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。